

件 名	標識板の設置に関する仕様書の記載内容について
受付日	令和7年6月 12 日
ご意見・ご提案 の概要	岐阜県建設工事共通仕様書（共通編 1-1-27（3））で、標識板の設置（第 10 号様式）が定められており、参考として図 1-2 で標識が記載されているが、岐阜県公式ホームページ上に掲載されている工事関係書類様式集には、図 1-2 とは全く別の第 10 号様式の標識が掲載されているので、どちらが正しいのか教えてほしい。
県の考え方	岐阜県工事共通仕様書第 1 編共通編 1-1-27 第 3 項では、第 10 号様式及び図 1-2 に例として示す標示板の両方について記載しております。それぞれ別のものとなりますが、どちらも一般通行人等が見やすい場所に掲示する必要がある標示板として、同項にまとめて記載しております。第 10 号様式は、定型様式となりますので工事様式集に掲載しておりますが、図 1-2 は、説明にあるように、「工事内容等の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図 1-2 を参考とする」とし、あくまで参考例として示したものになります。 ご指摘のとおり、標示板を 2 つ設置する必要があることが分かりにくいため、岐阜県工事共通仕様書の見直しの際に、当該箇所も含め、わかりやすい表現にするよう、検討していきます。
担当課	県土整備部 技術検査課